

令和7年3月19日

有資格業者の指名停止について

このことについて、下記のとおり指名停止を行うこととする。

記

1 指名停止の業者（建設工事・物品等）

住 所 大阪府大阪市中央区城見二丁目1番61号

名 称 パナソニック EW エンジニアリング株式会社

代表者 代表取締役 藤井 和夫

2 指名停止の期間

令和7年3月19日から令和7年5月18日まで（2か月）

3 指名停止の理由

パナソニック EW エンジニアリング（株）は、資格要件を満たさない者を工事現場の主任技術者等として配置していたことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、国土交通省近畿地方整備局から監督処分（営業停止）を受けたことによる措置。

諫早市入札参加資格者指名停止措置要領

第1「別表第2第8号（建設業法違反行為）」該当

諫早市物品調達等入札参加資格者指名停止措置要領

第1「別表第2第8号（不正又は不誠実な行為）」該当

担当課

諫早市企画財務部契約管財課

電話 0957-22-1500